

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 扶養控除 年齢16歳以上 の人 (平成18年1月 1日以前生)	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満の人(平成11年1月2日~平成15年1月1日生)	630,000円	
	老人扶養親族 年齢70歳以上の人 (昭和27年1月1日以前生)	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
(2) 障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
(3) 寡婦控除		270,000円	
(4) ひとり親控除		350,000円	
(5) 勤労学生控除		270,000円	

所得者が、**控除対象扶養親族**を有する場合、扶養控除を受けることができます。

扶養親族

所得者と生計を一にする右に掲げる人 [青色事業専従者で青色申告者から給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。]	配偶者以外の親族 （6親等内の血族と3親等内の姻族）
	児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子（原則18歳未満）
	老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人（原則65歳以上）

その年分の**合計所得金額が48万円以下**である人

年齢16歳未満	年齢16歳以上
---------	---------

控除対象扶養親族

年齢19歳以上 23歳未満	年齢70歳以上
特定扶養親族	老人扶養親族

同居	同居以外
同居老親	同居老親等以外

「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合で別居している場合でも、余暇には起居を共にすることを常況としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族が一般の障害者や特別障害者に該当する場合に控除を受けることができます。

同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人をいいます。

一般の障害者

- ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ③ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人

特別障害者

- ① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人及び左のうち重度の知的障害者と判定された人
- ② 左のうち、障害等級が1級の人
- ③ 左のうち、障害の程度が1級又は2級の人

など

所得者本人が、ひとり親又は寡婦に該当する場合、控除を受けることができます。

ひとり親

寡婦

合計所得金額が500万円以下

所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人

その人と生計を一にする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が48万円を超える人を除きます。）を有している人

① 夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族を有している人

② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人

【「所得者と事実上婚姻関係と同様にあると認められる人」の判断】
住民票の続柄で、「未届の夫」又は「未届の妻」である旨の記載で判断

所得者本人が、勤労学生に該当する場合、控除を受けることができます。

勤 労 学 生	右に掲げる学校等の児童、 生徒、学生、訓練生	① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
		② 国、地方公共団体、学校法人等一定の要件に該当する課程を履修させるもの
		③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
	合計所得金額が75万円以下	
給与所得等以外の所得の金額が10万円以下		

②及び③の場合は、専修学校等からの証明書の提出又は提示が必要

【国外居住親族】

非居住者である親族を扶養控除等の対象とするためには、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付又は提示が必要になります。

- 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれか書類で国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するもの
 - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）
- 2 「送金関係書類」とは、次の書類で、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの
 - ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

【配偶者控除】

所得者が、**控除対象配偶者**を有する場合に、控除を受けることができます。（控除額は、所得者の合計所得金額に応じて変動）

控除対象 配偶者	所得者の合計所得金額が 1,000万円以下 の場合
	配偶者が 同一生計配偶者 に該当

【配偶者特別控除】

所得者が、**同一生計配偶者**を有する場合に、控除を受けることができます。（控除額は、所得者と配偶者の合計所得金額に応じて変動）

同一生計 配偶者	所得者と生計を一にする 民法上の配偶者 （青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）
	配偶者の 合計所得金額が48万円以下 である

※ 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

3-10

基礎控除

所得者本人の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、控除することができます。
 (控除額は、所得者の合計所得金額に応じて変動)

[参考] 令和3年分の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額		控除額
	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

※ 合計所得金額が2,500万円を超える所得者は、基礎控除の適用を受けることはできません。

3-11

所得金額調整控除

給与の収入金額が850万円を超える人で、「所得者本人が特別障害者に該当する場合」
 又は「年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者
 である扶養親族を有する場合」に、控除することができます。

<控除額の計算>

給与の収入金額※ - 850万円 = 所得金額調整控除額

(※ 給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)